平成２６年（フ）第８４２１号
東京都足立区西保木間２丁目３―14―306
債務者　北山　祐一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４３１号
東京都板橋区南常盤台１丁目35―８―206
債務者　島本　孝一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４３７号
東京都世田谷区成城８丁目30―28―201
債務者　新地裕一郎
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４３９号
東京都葛飾区東新小岩６丁目９―22
債務者　越山　　毅
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４６１号
東京都江戸川区篠崎町３丁目33―20―204
債務者　菅野　淳明
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４７２号
東京都江戸川区船堀７丁目14―13―203
債務者　宇都宮美幸
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６号
熊本県天草市志柿町1643番地３、住民票上の住所熊本県天草市下浦町3262番地１
債務者　江﨑智恵子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午前10時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第３７５号
静岡市清水区北脇407番地の１
債務者　小松　賢治
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６９号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町20番36号
破産者　有限会社えいぞう
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
鹿児島県出水市高尾野町大久保5047番地１
破産者　有限会社薗畠鉄工所
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
群馬県渋川市伊香保町伊香保106番地
破産者　株式会社轟ホテル
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１００２号
千葉県市川市奉免町30番地１
破産者　畠山　俊介
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２００９号
大阪市淀川区塚本５丁目１番８号
破産者　川畑　哲也
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７２号
大阪府八尾市本町５丁目４番１号
破産者　株式会社シーコム
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６４号
大阪府東大阪市衣摺５丁目19番32号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市吉松１丁目８番24号
破産者　三明電機商事株式会社
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７号
茨城県神栖市息栖2765番地の30
破産者　有限会社雄飛工業
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４３８号
埼玉県川口市東本郷２丁目１番14号
破産者　株式会社ソシエーダ
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区７棟206号
破産者　鈴木喜美子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３６号
千葉市稲毛区小仲台８丁目27番３―102号
破産者　中山　　威
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係